

○ 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が當むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(銀行の子会社が當むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、当該銀行並びにその子会社(同法第二条第八項に規定する子会社をいう。)、子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。)及び関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。)による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> | <p>(銀行等の子会社が當むことのできる業務から除かれる業務)</p> <p>第一条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十七条の三第二項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第一号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> |